

令和4年第26回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君		16番	佃徹君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	事務補	石澤美咲君

議 事 日 程

令和4年第26回 美幌町農業委員会総会
令和4年5月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第50号 | 第11回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第51号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 7 | 議案第110号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日 程 第 8 | 議案第111号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第112号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第10 | 協議第8号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第25回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名を致します。議事録署名委員は議席番号16番 佃委員、同じく議席番号17番 田村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案3件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号15番 中村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第50号「第11回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第11回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年4月20日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件(1)令和4年度 道外視察研修について(2)令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。2、開催日時 令和4年4月20日、水曜日、午後2時17分から午後2時51分。3、開催場所 議会第1、第2委員会室。4、出席者 わたくしほか7名、事務局、橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局	<p>会議結果についてご報告いたします。（１）令和４年度道外視察研修につきましては議案参考資料１ページについて提案しまして、第２案修正版で承認されております。参考資料１ページをご覧ください。左から２番目、１日目は女満別空港から羽田を經由して愛媛県松山市へ、２日目は愛媛県内、宿泊は愛媛県または香川県、３日目は愛媛県または香川県から淡路島を經由し、兵庫県神戸市へ、４日目は伊丹空港から羽田を經由して女満別空港で終了となります。今後、事務局で視察先の選定や旅行会社への委託等検討し、振興部会内で協議報告いたします。（２）令和４年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては任期最終年である１０月又は１１月に町長に提出するため、部会にて意見書案を作成することとしまして承認されております。内容と致しましては農業委員会の最重要項目である「農地の最適化」に資する活動として、３本柱、農地集積集約、遊休農地発生防止、新規参入とその他要望点を加えて作成することとなります。こちらも今後の振興部会内で要望、意見等をまとめて意見書案を作成することとなります。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第５０号「第１１回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第６、報告第５１号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第６条第１項に基づく定期報告につきましては議案６ページと７ページの４法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第５１号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第７、議案第１１０号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>昨年の５月総会においても本件について決議いたしました但各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を年１回以上実施しなければなりませんので本年についても決議いたします。決議内容について議案８ページを朗読いたします。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記 １農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第３１条の議事参与の制限。同第３３条の議事録の公表を適切に実施して農業委員会</p>

の議事の公平さを確保すること。2農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和4年5月25日 美幌町農業委員会。ご説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、議案第110号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第111号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号196号。

事 務 局

内容番号196号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年5月26日、代金の支払期限は令和4年7月25日、利用調整日は令和4年4月26日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

1 2 番

内容番号196号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、豆類、馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号196号は適当と認めます。
内容番号197号。

事 務 局

内容番号197号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年5月26日、代金の支払期限は令和4年7月25日、利用調整日は令和4年4月26日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

8 番

内容番号197号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号197号は適当と認めます。
 内容番号198号。

事 務 局 内容番号198号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧ください。
 本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北
 海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地
 は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売
 買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年5月26日、代金の支払期限
 は令和4年7月25日、利用調整日は令和4年4月26日でございます。以上の計画の
 内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
 していると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

5 番 内容番号198号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していま
 しが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品、玉
 ねぎ、かぼちゃを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願
 い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号198号は適当と認めます。
 内容番号199号。

事 務 局 内容番号199号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご覧ください。
 本件は生前贈与に伴う賃貸人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇
 さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、
 面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年5月26日から令
 和12年10月31日までの9年間、利用調整日は令和4年5月12日でございます。
 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
 各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願
 いいたします。

13 番 内容番号199号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は生前贈与により、〇〇さんから〇〇さんへ、賃貸人を変更するものです。
 〇〇さんは家族5人で酪農のほか、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されてお
 りますのでよろしくお願
 い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号199号は適当と認めます。
 議案第111号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集
 積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第9、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と
 致します。
 内容番号70号。

事務局	<p>内容番号70号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧ください。本件は新規の売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料9ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
11番	<p>内容番号70号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は地続きで作付けをしている〇〇さんが〇〇から買うものです。〇〇さんは家族5人で小麦、大豆、甜菜、かぼちゃ、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月2日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号70号は適当と認めます。 内容番号71号。</p>
事務局	<p>内容番号71号についてご説明いたします。参考資料は10ページをご覧ください。本件も新規の売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料11ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
3番	<p>内容番号71号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は近隣で作付けしている〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月2日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号71号は適当と認めます。 議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第10、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>協議第8号についてご説明いたします。本件は5月9日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域の用途区分変更が1件ございます。それでは用途区分変更の内容番号6号についてご説明いたします。議案は14ページ、参考資料は13項をご覧ください。</p>

本件は本年3月総会、農地法第4条の農舎建設に伴う転用申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建設のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は承認することに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第26回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時55分